

日本技術士会中部本部各県防災支援者の登録票

平成27年2月16日

日本技術士会中部本部防災支援委員会

中部本部会員の皆様で、愛知、岐阜、三重、静岡各県防災支援者として登録を頂ける方は、下記帳票に必要事項をご記入の上、県支部(支部発足前は県技術士会)まで提出をお願い致します

氏名		部門	
生年月日		支援可能な事項	
電話	固定	(対応可能な得意分野、例えば“行政との窓口”“土砂災害に詳しい”“建造物復旧に詳しい”などがあれば記述。特になくても良い) ①	
	携帯		
E-mail			
住所		② ③	
その他意見等	(対応可能な日、例えば“休日のみ対応可”、“平日も対応可”なども記す)		

防災支援者とは

災害発生時に、技術士会として災害対応支援を行う際の要員のこと

参考資料

1. 災害発生時の中部本部対応要綱(改訂案)参照

登録申請先

愛知県(代表幹事 野々部顕治) nonobe@teitannso.jp

岐阜県(代表幹事 寺崎 均) h_tera@sannet.ne.jp

三重県(代表幹事 平田賢太郎) kentaro.hirata@processint.com

静岡県(代表幹事 岡井政彦) okai@mem.iee.or.jp

災害発生時の中部本部対応要綱（改訂案）

本提案は中部本部管轄地域に自然災害が発生し、中部本部が現地支援を行う場合の要綱を定めるものである。

（対象自然災害）

1. 台風、地震・津波、集中豪雨、土砂災害、火山噴火など自然災害を対象とする。

（対応可否判断）

2. 中部本部長が統括本部防災支援委員会委員長、中部本部防災支援委員会委員長、県支部長、県防災支援委員会委員長と諮って、現地支援実施有無を決定する。統括本部からの要請があれば「防災会議」を設置する。

（支援組織単位）

3. 支援組織単位は県支部とし、必要な場合は他県の応援を求めることができる。

（支援組織指揮）

4. 支援組織は県支部長・県支部防災支援委員会委員長が指揮する。

（支援内容）

5. 支援内容は被災者の困りごと相談、現地ボランティア活動者の受け入れ支援などである。その他支援活動は状況に応じ、県支部長・県防災支援委員会委員長が決める。

（支援者）

6. 各県支部は支援者を募り、現地派遣する。

（支援者の事前登録）

7. 各支部は災害発生時に支援可能な支部会員のリストを事前に作成し、毎年更新する。なお支援可能な支部会員の要件（年齢、専門、住所、健康など）は別途定める。

*備考参照

（支援活動の報酬）

8. 支援活動は自主的活動であり、報酬はない。

（支援に要する経費）

9. 支援者が現地に赴く交通費、宿泊費などは、県支部が中部本部経由統括本部に事前に申請する。
他に必要な備品があれば、都度その経費を県支部長・県防災支援委員会委員長は中部本部経由統括本部に申請する。

（補償）

10. 支援者が現地で負傷、疾病などに罹る場合に備え、県支部長・県防災支援委員会委員長は支援者を現地派遣前に保険に加入させる。保険にかかる費用は中部本部経由統括本部に申請する。

（免責）

11. 支援者が現地支援活動の為に蒙る損害（健康、業務など）は本人負担であり、技術士会は免責される。

（他組織との協業）

12. 支援活動は県支部が当該県災害対策士業連絡会ないし類似組織に加入している場合は、連絡会と協業する。
協業組織がない場合は、当該県自治体の災害対策部署に申し出て、要請があれば支援活動に従事する。

（期間）

13. 個々の支援者の活動期間は当人と支部長・県防災支援委員会委員長で決める。また全体の支援活動の期間は、被災状況、他組織との業務状況などを勘案し、県支部長・県防災支援委員会委員長が中部本部長、中部本部防災支援委員会委員長、統括本部防災支援委員会と協議して決定する。

（報告）

14. 支援活動中および終了後、県支部長・県防災支援委員会委員長は支援状況を中部本部長、中部本部防災支援委員会、統括本部防災支援委員会に報告する。

備考：支援者要件

年齢：75歳以下。部門：建設、下水道・電気・電子優先。他部門も可

健康：本人申し出により判断。

住所：県内住居がある支部会員ないし県支部長が認めた支部会員